○厚生労働省令第百六十三号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の施行に伴い、並びに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項及び第四項、第十三条、第十五条の二及び第十五条の三第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第十二条第一項の規定による届出を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項又は同条第七項の規定による届出と同時に行うときは、法第十二条第一項の規定による届出の様式は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の定めるところによることができる。

第四条第六号中「当該女性労働者」を「その雇用する女性労働者」に改める。

第五条の三第二号イ及びロ中「当該男性労働者」を「その雇用する男性労働者」に改める。

第五条の四第一号中「配偶者が出産したもののうち公表前事業年度において」を削り、「当該配偶者が出産した男性労働者」を「その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したもの」に改め、同条第二号中「当該女性労働者」を「その雇用する女性労働者」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号、第五条の三第二号イ及びロ並びに第五条の四第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十九号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百六十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農業委員会等に関する法律（」の下に「昭和二十六年法律第八十八号。」を加え、同条第二項中「農家数は」を「農業者の数は」に、「経営耕地面積規模別農家数」を「総農家数及び土地持ち非農家数」に改め、同条第三項中「経営耕地中」を「経営耕地の状況中」に改める。

第一条の二を削る。

第二条から第十四条までを次のように改める。

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ　認定農業者等であつた者

ロ　認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ　認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ　認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ　基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ　基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二　委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

三　委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

四　当該市町村が法第三条第五項の政令で定める市町村である場合

五　当該市町村が同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十一条の十一第一項に規定する同意市町村をいう。第九条第五号において同じ。）でない場合

（認定農業者である法人の使用人）

第三条　法第八条第五項第二号の農林水産省令で定める使用人は、認定農業者である法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

（委員の推薦の求め及び募集の方法等）

第四条　法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集は、同時に行うことができる。

2　前項の規定により法第九条第一項及び第十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集を同時に行う場合には、いずれかの規定による推薦を受け、又は当該規定による募集に応募した者は、同時に、他の規定による推薦を受け、又は当該他の規定による募集に応募することができる。

第五条　法第九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項（同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を市町村長に提出しなければならない。

一　推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、年齢及び性別

二　推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

三　推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

四　推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（認定農業者が少ない場合にあつては、認定農業者等又は第二条第一号イからヌまでに掲げる者。次条第一号において同じ。）であるか否かの別

五　推薦又は応募の理由

六　推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第十九条第一項の規定による推薦をし、又は応募する者が同項の規定による募集に応募しているか否かの別

七　その他市町村長が必要と認める事項